

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年12月28日（平成28年（行個）諮問第194号）

答申日：平成29年7月31日（平成29年度（行個）答申第80号）

事件名：精神保健指定医の指定申請に当たって特定個人が提出した本人のケースレポートの不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「精神保健指定，特定個人が厚生省に提出した本人のケースレポート」（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき，これを保有していないとして不開示とした決定は，結論において妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し，厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が，平成28年9月6日付け厚生労働省発障0906第1号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，審査請求書及び意見書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

###### ア 開示請求に係る保有個人情報の名称等

（特定氏名A）ではなく（特定氏名B）である。

一字違えば請求人の氏名が別人の開示請求結果になった恐れがある。

###### イ 開示をしないこととした理由

文中に（文書保存期間が経過した）と記載している部分に対して，取り扱ったのは，いつからいつまでの期間なのか示せ。

なお，障害者にされたので持病が重症化しているが原因究明に必要な請求である為，不開示決定の取消しを求める。

##### （2）意見書

審査請求人から，意見書が当審査会宛て提出（平成29年2月9日受付）された。（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提供されており，その内容は記載しない。）

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

- (1) 本件審査請求人は、平成28年8月15日付けで処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、「精神保健指定、特定個人が厚生省に提出した審査請求人のケースレポート」の保有個人情報に係る開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、平成28年10月4日付け（同月5日受付）で本件審査請求を提起したものである。

## 2 諮問庁としての考え方

処分庁は、本件対象保有個人情報については、これを保有していないため、法第18条2項に基づき不開示とした。

本件対象保有個人情報は、特定個人が精神保健指定医であることを前提としたものと解されるが、その存否を答えるだけで、特定個人が精神保健指定医の指定申請を行ったという事実の有無を明らかにすることとなる。このことは、法14条2号の不開示情報を開示することとなり、本来であれば、法17条の規定に基づき、その存否を明らかにせず不開示とすべきであった。

諮問庁としては、原処分において本件対象保有個人情報の全部を不開示としているところ、改めて原処分を取り消し、法17条の規定を適用することは合理的でないため、諮問に当たり、結論として原処分を維持することが妥当と考えることから、本件審査請求は棄却すべきと考える。

## 3 理由

### (1) ケースレポートについて

精神保健指定医は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律123号。以下「精神保健福祉法」という。）18条の規定に基づき、強制的な入院形態である措置入院及び医療保護入院時の判定、措置入院の解除の判定、一定の行動制限の判定、定期病状報告に係る診察等の職務を行うため、その申請に基づき、一定の精神科実務経験を有し、所定の研修を終了した医師のうちから、厚生労働大臣が指定することとされている。

ケースレポートは、精神保健指定医の指定申請に添付する書類の一つであり、厚生労働大臣が定める精神障害につき厚生労働大臣が定める程度の診断又は治療に従事した経験を有することを証するため、精神科病床を有する医療機関において常時勤務し、当該医療機関に常時勤務する精神保健指定医の指導のもとに、自ら担当として診断又は治療等に十分な関わりを持った症例について報告する文書のことである。

### (2) 不開示情報該当性について

審査請求人は、特定個人の氏名を名指しして、本件対象保有個人情報の開示を求めているところ、その存否を明らかにすると、特定個人が精

神保健指定医の指定申請を行った事実の有無が明らかになる。

当該情報は、法14条2号本文前段の請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することができる情報である。また、当該情報は、これを公にする法令の規定又は慣行があるものではなく、請求者が知りうる情報とは認められないことから、法14条2号ただし書イに該当しない。さらに、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も存在しない。

したがって、本件対象保有個人情報、その存否を答えるだけで法14条2号の規定により不開示とすべき請求者以外の特定の個人を識別することができる情報を開示することとなるため、法17条の規定により不開示とすべき情報であり、原処分は結論として維持することが妥当であると考えられる。

#### 4 結論

以上のとおり、原処分は結論として妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考えられる。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |             |               |
|---|-------------|---------------|
| ① | 平成28年12月28日 | 諮問の受理         |
| ② | 同日          | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 平成29年2月9日   | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ | 同年5月11日     | 審議            |
| ⑤ | 同年7月27日     | 審議            |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、「精神保健指定、特定個人が厚生省に提出した本人のケースレポート」（本件対象保有個人情報）の開示を求めるものである。

処分庁は、文書保存期間が経過したので廃棄したため、これを保有していないとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分の取消しを求めている。諮問庁は、本件対象保有個人情報の存否を答えるだけで、特定個人が精神保健指定医の指定申請を行ったという事実の有無を明らかにすることとなり、法14条2号の不開示情報を開示することとなることから、本来であれば、法17条の規定に基づき、その存否を明らかにせず不開示とすべきであったとし、原処分は結論として妥当としていることから、本件対象保有個人情報の存否応答拒否の妥当性について、以下、検討する。

##### 2 本件対象保有個人情報の存否応答拒否の妥当性について

- (1) 諮問庁は、本件対象保有個人情報の存否を答えることは、特定個人が精神保健指定医の指定申請を行ったという事実の有無を明らかにするこ

ととなると説明することから、まず、当該情報の不開示情報該当性について検討する。

ア 当審査会において、本件開示請求書を確認したところ、特定個人作成の審査請求人に係る診断書（平成17年特定月日付け）が添付されており、当該診断書に、当該特定個人が精神保健指定医である旨記載されていることが認められた。

したがって、特定個人が精神保健指定医であることは、審査請求人には明らかな事実であると認められる。

イ 精神保健福祉法施行令2条の2によると、「精神保健指定医の指定を受けようとする者は、申請書に厚生労働省令で定める書類を添え、住所地の都道府県知事を経由して、これを厚生労働大臣に提出しなければならない」とされていることから、精神保健指定医である以上、精神保健指定医の指定申請を行ったことは明らかであると認められる。

ウ したがって、特定個人が精神保健指定医の指定申請を行ったことは、法14条2号本文前段の審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、同号ただし書イに該当すると認められ、不開示情報には該当しない。

(2) もっとも、本件対象保有個人情報の存否を答えることは、「特定個人が、審査請求人のケースレポートを作成し、精神保健指定医の指定申請に用いた」という事実の有無を明らかにすることになるので、当該情報（以下「本件存否情報」という。）の不開示情報該当性について検討する。

ア ケースレポートについて、当審査会事務局職員をして、諮問庁に確認させたところ、以下のとおりであった。

(ア) ケースレポートの作成に当たっては、患者の了解を得るものではない。

(イ) 作成されたケースレポートは、当該患者又はその近親者に開示することはない。

イ 特定個人が精神保健指定医であること及び精神保健指定医である以上、いずれかの患者の症例についてケースレポートを作成し、申請に用いたことは明らかであるが、精神保健指定医の指定申請に当たり、いずれの症例についてケースレポートを作成したかについては、特定個人の経歴に関する情報で、通常人に知られたくない機微な情報であると認められる。

そうすると、特定個人が審査請求人の症例についてのレポートを作成し、精神保健指定医の申請に用いたこと（本件存否情報）は、法14条2号本文前段の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものに該当する。

そして、ケースレポートは、上記ア（ア）のとおり、作成に当たっては患者の了解を得るものではないことから、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

したがって、本件存否情報は、法14条2号の不開示情報に該当する。

ウ 以上より、本件対象保有個人情報の存否を答えることは、諮問庁が理由説明書（上記第3の3）（2）で主張する理由とは異なるものの、法14条2号の不開示情報を開示することとなるため、本来であれば、法17条の規定により、本件対象保有個人情報の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否すべきものであったと認められる。

しかしながら、本件の場合、処分庁は、本件対象保有個人情報を廃棄したため保有していないとして不開示としており、上記の不開示情報を既に開示した状態となっている。このような場合においては、改めて原処分を取り消して法17条の規定を適用する意味はなく、当該情報を保有していないとして不開示としたことは、結論において妥当であると認められる。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定について、諮問庁がその存否を答えるだけで開示することとなる情報は、法14条2号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきであったとしていることについては、本件存否情報は同号に該当すると認められるので、本件対象保有個人情報を保有していないとして不開示としたことは、結論において妥当であると判断した。

（第3部会）

委員 岡島敦子，委員 葭葉裕子，委員 渡井理佳子